

# 容量市場2022年度メインオークション に係る監視結果の詳細報告

2023年1月27日（金）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 4. 誤入札について

## 監視の観点①

- 市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量を下回る容量で応札すること（売り惜しみ）や電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成されるべき約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払う容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- そのため、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、オークションへの応札前後において「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていないか、電力・ガス取引監視等委員会が、「事前監視」及び「事後監視」を実施している。
- 今般、昨年11月に実施されたオークションについて行った「事前監視」及び「事後監視」の結果を報告する。

## 監視の観点②（売り惜しみ）

### 【事前監視】

- 事前監視における「売り惜しみ」では、（ガイドライン上で整理されている）以下の売り惜しみにあたらない正当な理由のうち、⑤について事前に監視を行う。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

### 【事後監視】

- 「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源が、上述の正当な理由のうち①～④に該当するか確認する。

## 監視の観点③（価格つり上げ）

### 【事前監視】

- 事前監視における「価格つり上げ」では、基準価格※以上の応札価格になる見込みの電源について、事前に監視を行う。

※：前年度のメインオークションにおける指標価格（9,372円/kW）。

### 【事後監視】

- 以下の電源について、応札価格の算定方法及び算定根拠について説明を求める。

① 約定価格を決定した電源と、その上下 2 電源ずつ

ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。

② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から 3 電源ずつ

ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。

③ その他、監視主体が任意に抽出した電源

ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとは判断した場合に限る。

- なお、今回、北海道・九州以外のエリアは、従前どおり、①と②の電源について監視を行う一方、北海道・九州エリアの約定価格は、オークション募集要綱に基づいて機械的に決定された価格である（隣接エリアの約定価格×1.5倍の札は存在しない）ため、①の電源は存在しない。一方で、②の電源に加えて、マルチプライス電源（両エリア合計3電源）は、その1つ1つがそれぞれの応札価格で約定するため、電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札していないか、③の観点で監視を行った。

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

－事前監視

－事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

－事前監視

－事後監視

## 4. 誤入札について

## 売り惜しみ・事前監視の結果

- 売り惜しみにあたらない正当な理由※のうち、「⑤上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」に該当する電源の有無に関し、電力・ガス取引監視等委員会から各事業者に対して明示的に確認を行ったが、申し出た事業者は確認されなかった。

- ※：①「メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合」
- ②「実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合」
- ③「メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合」
- ④「実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合」
- ⑤「上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視

- 事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

- 事前監視

- 事後監視

## 4. 誤入札について



# 売り惜しみ・事後監視の監視結果

- 応札しなかった電源（270件）及び期待容量を下回る容量で応札された電源（48件）について、理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認したところ、問題となる電源は認められなかった。

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数合計	容量合計 (万kW)
応札しなかった電源 (設備容量：万kW)	1件	11件	14件	7件	58件	35件	35件	10件	20件	16件	40件	23件	270件	5,288
① メインオークション応札受付開始 時点ですでに1年以上休止しており、 かつ実需給年度においても休廃止 予定である場合 注1	—	1件	1件	1件	—	27件	1件	—	4件	2件	—	2件	39件	1,731
② 実需給年度において、休廃止以外 の理由(補修工事等)によって、リ クワイアメントを達成しうる稼働 見通しが不確実である場合 注2	1件	4件	2件	2件	6件	3件	4件	—	4件	2件	1件	7件	36件	2,633
③ メインオークション応札受付開始 時点より1年以上前に「実需給年度 までに廃止が決定した」旨を公表 している場合	—	—	—	—	—	4件	—	—	—	—	—	2件	6件	300
④ 実需給年度においてFIT認定を予定 しているなど、入札対象外電源と なる見込みがある場合	—	6件	11件	4件	52件	1件	30件	10件	12件	12件	39件	12件	189件	623

注1：すでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である電源としては、設備更新予定の老朽火力が応札しなかった容量の大半を占めている。

注2：休廃止以外の理由によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である電源としては、原子力電源が応札しなかった容量の大半を占めている。

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数合計	容量合計 (万kW)
期待容量を下回る容量で応札した電源 (期待容量-応札容量：万kW) 注3	-	1件	9件	-	-	3件	-	-	28件	-	2件	5件	48件	80

注3：期待容量を下回る容量で応札した電源の多くは、DRである。要因としては、期待容量登録時（2022年9月末）から応札時（2022年11月）までの間に、DR提供者との交渉が不調となり、期待容量を下回る容量で応札されているといったものであった。

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 4. 誤入札について

# 価格つり上げ・事前監視の結果

- 監視対象電源については、維持管理コストの考え方にに基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる事例は認められなかった。
- 「昨年度基準価格以下・今年度基準価格以上」の事例もみられたが、これらは基本的に、本来の維持管理コストは基準価格以下だが、再稼働に要するコストを計上したことで基準価格以上となっていた。また、昨年度まではBS機能公募\*1で実需給年度の固定費回収が見込まれていた電源が、今年度は非落札となったことで基準価格以上となっていた。
- 他方、応札価格が基準価格以上となる電源が減少した主な要因は以下のとおり。
  - ① メインオークション応札受付開始時点で既に1年以上休止となり、売り惜しみにあたらぬ正当な理由に該当することとなったため
  - ② メインオークション応札受付開始時点で「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表して1年以上経過し、売り惜しみにあたらぬ正当な理由に該当することとなったため

	2022年度 オークション	2021年度 オークション
事前監視対象電源数 (期待容量 [万kW])	19件 456万kW	17件 551万kW

\*1：ブラックスタート機能公募（2026年度向けは2022年5月に実施）。該当の電源がブラックスタート機能公募で非落札となっていることは確認済み。

# 【参考】事前監視対象電源を基にした維持管理コストの内訳

- 各費用項目の算定方法及び根拠の説明等について詳細に監視。
- 主な監視の観点と、監視対象電源の維持管理コスト平均値（参考）は、以下のとおり。

<b>（参考）維持管理コスト</b> <small>※応札価格が「基準価格以上かつ上限価格以下」の電源の平均値</small>		<b>主な監視の観点</b>
固定資産税	307円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近実績×帳簿価額の変動率（2026年度想定帳簿価額/直近実績帳簿価額）で算出されていることを確認。</li> <li>✓ 他の監視対象電源に係る固定資産税と比較し、異常な水準でないことを確認。</li> </ul>
人件費	2,140円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 人員数情報を入手しており、他の監視対象電源に係る人員数と比較し、異常な人員規模でないことを確認。</li> </ul>
修繕費	5,494円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 過去実績が多額になっているものについては、定検等の大規模修繕が当該期間に発生することを確認。</li> </ul>
経年改修費	439円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 将来計画に基づき見積もっている場合は、取締役会など経営会議において承認されたものであることを確認。</li> <li>✓ 将来計画値自体については、当発電所や同燃種・同規模の発電所に係る過去の経年改修実績に基づいて算出していることを確認。</li> </ul>
発電側課金	908円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発電側課金のうちkW課金部分の目安単価（900円/kW）を乗じて算出していることを確認。</li> </ul>
事業税 （収入割）	135円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電源を維持することで支払うコストに対し、税率を乗じて算出していることを確認。また、収入割のみ計上されていることを確認。</li> </ul>
その他のコスト	3,142円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 主に委託費であり、監視対象電源の横並びの結果、異常なコスト項目がないことや、事業報酬等維持管理コストに含めることが不適切な項目がないことを確認。</li> </ul>
他市場収益 （▲が収益側）	▲1,989円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ kWh価値については、外部機関から入手したコマ毎のスポット市場価格想定値と限界費用を比べ、市場価格が限界費用を上回る時間帯における限界利益分をkWh価値として算出していることを確認。</li> <li>✓ ΔkW価値については、需給調整市場ガイドラインに基づき算出された単価に対し、直近の取引量を乗じて算出していることを確認。</li> </ul>

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 4. 誤入札について

# 価格つり上げ・事後監視の監視結果（東京・東北・中部～四国エリア）

- 監視対象電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、**JERAの電源を除いて、問題となる電源は認められなかった**（JERAの詳細については、「4. 誤入札について」を参照）。

監視の観点	応札容量（万kW）
約定価格を決定した電源とその上下2電源ずつ	481
市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で 応札した電源から3電源ずつ ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。	330 <sup>*1</sup>

\*1：330万kWのうち、約172万kWは事前監視対象と重複しているため、事前監視でも確認済み。

# 価格つり上げ・事後監視の監視結果（北海道エリア）

- 監視の観点に沿って、上位3電源及びマルチプライス電源に関し、ガイドラインに基づき、応札価格の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる電源は認められなかった。

## 【参考：監視対象電源の容量】

※情報の扱いについては、個別発電所が特定されないよう配慮している。

監視の観点	応札容量（万kW）
市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で 応札した電源から3電源ずつ <small>ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。</small>	75 <sup>*1</sup>
その他、監視主体が任意に抽出した電源 (マルチプライス電源)	45 <sup>*1</sup>

\*1：事前監視対象と重複しており、事前監視でも確認済み。

# 価格つり上げ・事後監視の監視結果（九州エリア）

- 監視の観点に沿って、上位3電源及びマルチプライス電源に関し、ガイドラインに基づき、応札価格の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる電源は認められなかった。

## 【参考：監視対象電源の容量】

※情報の扱いについては、個別発電所が特定されないよう配慮している。

監視の観点	応札容量（万kW）
市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で 応札した電源から3電源ずつ ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。	80 <sup>*1</sup>
その他、監視主体が任意に抽出した電源 （マルチプライス電源）	

\*1：事前監視対象と重複しており、事前監視でも確認済み。



# 【参考】事後監視対象電源を基にした維持管理コストの内訳

- 各費用項目の算定方法及び根拠の説明等について詳細に監視。
- 主な監視の観点と、監視対象電源の維持管理コスト平均値（参考）は、以下のとおり。

（参考）維持管理コスト ※監視対象電源のうち、約定した電源の平均値（マルチプライス対象電源含む）		主な監視の観点
固定資産税	228円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近実績×帳簿価額の変動率（2026年度想定帳簿価額/直近実績帳簿価額）で算出されていることを確認。</li> <li>✓ 他の監視対象電源に係る固定資産税と比較し、異常な水準でないことを確認。</li> </ul>
人件費	1,178円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 人員数情報を入手しており、他の監視対象電源に係る人員数と比較し、異常な人員規模でないことを確認。</li> </ul>
修繕費	1,745円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 過去実績が多額になっているものについては、定検等の大規模修繕が当該期間に発生することを確認。</li> </ul>
経年改修費	554円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 将来計画に基づき見積もっている場合は、経営会議において承認されたものであることを確認。</li> <li>✓ 将来計画値自体については、当発電所や同燃種・同規模の発電所に係る過去の経年改修実績に基づいて算出していることを確認。</li> </ul>
発電側課金	918円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発電側課金のうちkW課金部分の目安単価（900円/kW）を乗じて算出していることを確認。</li> </ul>
事業税 （収入割）	90円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電源を維持することで支払うコストに対し、税率を乗じて算出していることを確認。また、収入割のみ計上されていることを確認。</li> </ul>
その他のコスト	3,806円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近複数年度の実績平均値に基づき見積もっている場合は、会計監査済みの部門別収支計算書を参照していることを確認。</li> <li>✓ 主に委託費や所内電力料であり、監視対象電源の横並びの結果、異常なコスト項目がないことや、事業報酬等維持管理コストに含めることが不適切な項目がないことを確認。</li> </ul>
他市場収益 （▲が収益側）	▲643円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ kWh価値については、外部機関から入手したスポット市場価格想定値と想定限界費用を比べ、市場価格が限界費用を上回る時間帯における限界利益分をkWh価値として算出していることを確認。</li> <li>✓ ΔkW価値については、需給調整市場ガイドラインに基づき算出された単価に対し、直近の取引量を乗じて算出していることを確認。</li> </ul>

# 2022年度入札量に関する簡易分析

- 2022年度のオークション結果は、2021年度よりも上昇したがNetCONEよりは低い水準であった。目標調達量、つまり、需要に大きな差がない中、約定価格が2021年度より上昇しているため、下表のとおり、供給量全体の推移を分析したところ。
- 2022年度オークションの供給量は、2021年度オークションと比べ、ゼロ円の入札量が約1,380万kW減少しているが、1円～NetCONE×50%（4,778円）以下の入札量及び4,779円超～のNetCONEの入札量が同程度増加している。その結果、約定価格は2021年度と比べて上昇したもののNetCONEよりは低い水準となった。

(万kW)	入札量増減 (①－②)	①2022年度 オークション	②2021年度 オークション	(参考) 2020年度 オークション
FIT期待容量	+ 1 4 1	1, 4 7 7	1, 3 3 6	1, 1 7 9
FIT・石炭混焼バイオマス	+ 7 9	6 3 2	5 5 3	0
追加オークション調達予定分	+ 1	3 1 8	3 1 7	0
ゼロ円の入札量	<b>▲ 1, 3 8 0</b>	1 3, 3 0 7	1 4, 6 8 7	1 3, 4 9 6
1～4, 7 7 8円の入札量 <small>※NetCONE×50%以下</small>	+ 2 3 8	1, 5 9 4	1, 3 5 6	8 6 8
4, 7 7 9円～NetCONE以下 <small>※NetCONE×50%超</small>	+ 1, 1 0 5	2, 3 1 5	1, 2 1 0	8 2 6
NetCONE超	▲ 5 8	4 1 3	4 7 1	2, 0 1 2
合計	+ 1 2 5	2 0, 0 5 5	1 9, 9 3 0	1 8, 3 8 1

注：発動指令電源の応札容量は調整係数反映前の容量で集計している。

また、2021年度オークションの数値と2020年度オークションの数値は2022年度のNetCONEで改めて事務局で集計しており、昨年度報告資料とは異なる。

# 1. 監視の観点

## 2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 3. 価格つり上げの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

## 4. 誤入札について

## 誤入札に関する経緯

- 広域機関での約定処理と並行して、電力・ガス取引監視等委員会が事業者に対して、監視対象電源に係る維持管理コストの算定諸元の提出を求めている際に、JERAから、応札した一部の電源について、「誤った算定方法に基づき応札価格を決定した」旨の報告を受けた。
- これを受け、当委員会で事実関係を確認した結果、上記の算定誤りに伴い、JERAが応札した一部の電源について、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を上回る価格で応札されたことを確認した。
- この算定誤りは、容量市場2022年度メインオークションの応札にあたり、JERAが新規に作成した表計算ファイルの参照が誤っていたことによるものであり、昨年度や一昨年度のオークションでは同様の事象は発生していない。また、JERAが応札した電源には、事前監視対象はない。

# 電力・ガス取引監視等委員会における対応

- この算定誤りに伴い、本来形成されるべき約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払う容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- 本件は、表計算ファイルの参照が誤っていたという単純ミスであった点や、JERAから自主的に報告が行われた点を踏まえると、**意図的であったとは認められない**。一方で、電力の適正な取引の確保を図るため、**当委員会としては、JERAに対して文書指導を行い、再発防止を求めた**。
- また、本件に関し、当委員会から、資源エネルギー庁及び広域機関に事実関係を共有しており、両者から、「応札価格を是正した上で、約定処理を実施する等の対応をする」旨の情報提供を受けた。
- なお、上記の点については、容量市場における適正な取引を確保する観点から、JERAへの指導を行った旨を含め、**当委員会のHPにおいて公表**している。



# 【参考】当委員会のHPにおけるプレスリリース

News Release



令和 5 年 1 月 25 日



## 容量市場 2022 年度メインオークションに係る事後監視の結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、2022 年 11 月に電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）において実施された容量市場メインオークションに応札している特定の事業者について、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」に基づき、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為が行われていなかったかという観点から「事後監視」を行いました。

本日、事後監視の結果をとりまとめましたので、以下のとおり公表します。

### 監視の観点と監視結果

#### 〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者<sup>注1</sup>の監視）

- 容量市場において市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量<sup>注2</sup>を下回る容量で応札すること（売り惜しみ）や、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。
- こうした観点から委員会は、ガイドラインに基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為を防止すべく、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしており、今般、以下〔2〕、〔3〕のとおりに事後監視を実施した。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者<sup>注1</sup>に該当する。原則として、500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500 万 kW 未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

#### 〔2〕売り惜しみの事後監視

- 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源が、売り惜しみにあたらない以下の正当な理由のうち、①から④のいずれに該当するかどうか確認することとしており、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる電源は確認されなかった。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに 1 年以上休止しており、かつ実需給年度においても休止予定である場合
- ② 実需給年度において、休止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメント<sup>注3</sup>を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より 1 年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等

#### 〔3〕価格つり上げの事後監視

- 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、JERA が応札した一部の電源を除き、問題となる電源は認められなかった。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下 2 電源ずつ  
ただし、市場分断が起きた場合は分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から 3 電源ずつ  
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源  
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとして判断した場合に限る。

- 一方、JERA が応札した一部の電源について、同社から、「誤った算定方法に基づき応札価格を決定した」旨の報告を受けた。これを受け、事実関係を確認した結果、上記の算定誤りに伴い、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を上回る価格で応札されたことを確認した。JERA の行為は、意図的であったとは認められないが、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものである。このため、委員会は、JERA に対し、再発防止策の確実な実施等の措置を講じるよう指導した。

- なお、資源エネルギー庁及び広域機関には当該事実を共有しており、両者から、「JERA が誤った算定方法に基づき応札価格を決定した一部の電源について、応札価格を是正した上で、約定処理を実施する等の対応をする」旨の情報提供があった。

(以上)

# 前のご報告資料の修正差し替えについて

## 前報告資料の修正差し替えについて

- 電力・ガス取引監視等委員会では、売り惜しみの監視にあたって、市場支配力を有する事業者に対して応札しない又は期待容量を下回る容量で応札した電源等の一覧表およびその根拠証憑の提出を求めているところ。
- 昨年度の監視にあたって、J社から提出された応札しない又は期待容量を下回る容量で応札した電源等の一覧表について、「2024年度容量市場システムに未登録の電源（FIT運開済の電源）は、今回記載しておりません」と注書きがあった。
- J社から提出された資料に直接記載がなかった6件（1万kW）については、ヒアリング等にて事実関係は確認していたものの、J社提出の一覧表を用いて昨年度の制度検討作業部会資料を作成したため集計漏れが生じていることが2022年度メインオークションの事後監視にあたって発覚した。
- したがって、昨年度報告資料のうち、以下の2スライドを差し替える。



# 売り惜しみ・事後監視の結果（応札しなかった電源）

第61回 制度検討作業部会  
(2022年1月20日) 資料3-1より抜粋

- 応札しなかった電源（239件）について、理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、問題となる電源は認められなかった。
- 昨年度の監視結果と比べ、比較的容量の差が大きい点について、主要要因を**注書き**で紹介。

※事業者の並びはランダム		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数合計	容量合計 (万kW)
応札しなかった電源	今年度分	16件	27件	1件	59件	28件	11件	21件	14件	4件	20件	30件	8件	239	5,102
	昨年度分	14件	18件	1件	41件	29件	15件	20件	15件	2件	25件	28件	7件	215	5,470
①メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合		2件	—	—	—	—	1件	4件	1件	1件	1件	22件	—	32	1,640 <b>注1,2</b>
		2件	3件	—	—	—	—	4件	5件	1件	2件	19件	—	36	1,669
②実需給年度において、休廃止以外の理由(補修工事等)によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合		5件	9件	1件	10件	2件	6件	3件	3件	—	3件	3件	—	45	2,587 <b>注3</b>
		6件	3件	1件	6件	1件	13件	7件	3件	1件	6件	4件	—	51	2,925
③メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合		—	1件	—	—	—	—	2件	—	—	—	4件	—	7	360
		—	1件	—	—	—	—	2件	—	—	—	4件	—	7	360
④実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合		9件	17件	—	49件	26件	4件	12件	10件	3件	16件	1件	8件	155	515
		6件	11件	—	35件	28件	2件	7件	7件	—	17件	1件	7件	121	516

※売り惜しみにあたらぬ正当な理由は、昨年度と今年度で種類と数が異なるため、昨年度分の数値については、従前の監視結果を踏まえ、弊会にて数値を割り当て。

**注1**：昨年度は、2024年度に休廃止予定のため応札されなかったが、ガイドライン改訂により、休廃止予定であっても休止期間が1年経過していない電源は原則応札することになったため、今年度は、応札されている(=応札しなかった電源の容量が減少)。

**注2**：今年度は、応札受付開始時点で、休止の旨を公表して1年経過したため、原則応札の対象にならず、応札されなかった(=応札しなかった電源の容量が増加)。

**注3**：昨年度(2024年度に向けて)は、原子力発電や新設電源の稼働が見通せなかったものの、今年度(2025年度に向けて)は稼働が見通せることとなったため、応札されている(=応札しなかった電源の容量が減少)。

# 事後監視を通じた簡易分析

- 売り惜しみの監視対象のうち、その多くが「応札しなかった電源」であったため、当該電源について電源種別で分析したところ。
- 今年度は、昨年度と比べて応札しなかった電源の容量が約368万kW減少（＝応札された電源の容量が増加）しており、その主たる要因としては、休廃止を予定している火力の応札を促したことや原子力発電の稼働状況が変化したことによるものであった。

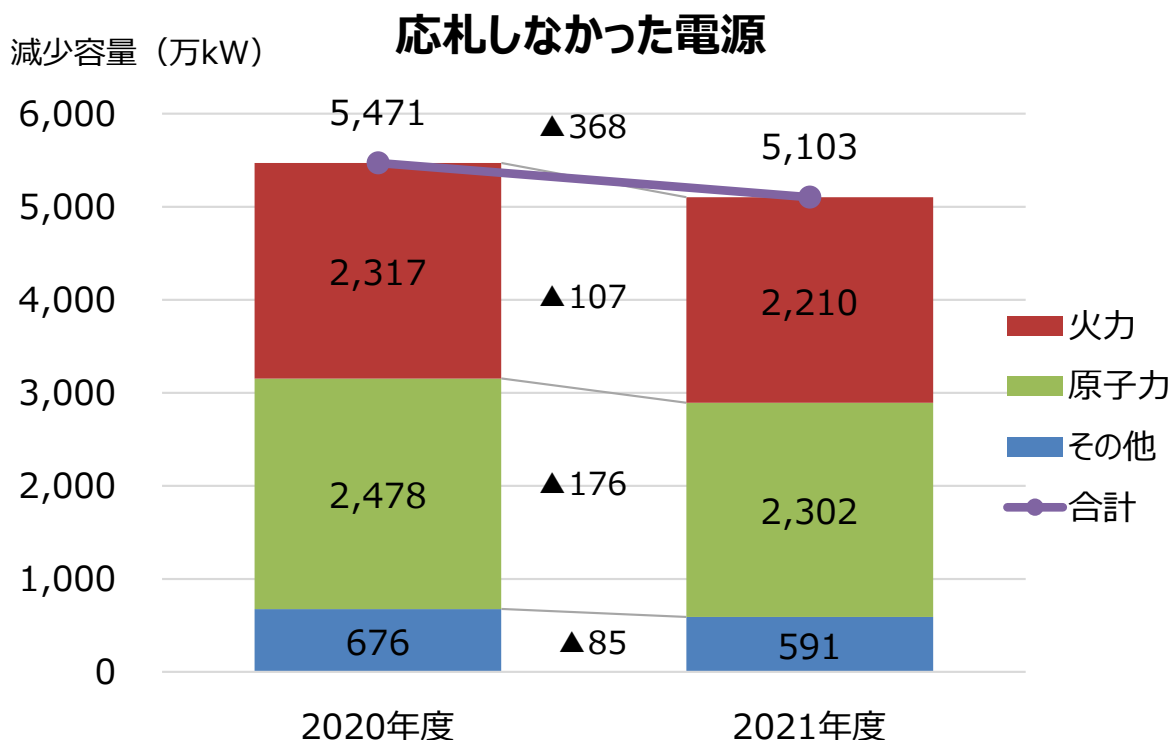
売り惜しみの監視対象電源	2021年度オークション	2020年度オークション	昨年度比増減
① 応札しなかった電源	239件 (5,103万kW)	215件 (5,471万kW)	+24件 (▲368万kW)
② 期待容量を下回る容量で応札した電源	14件 (44万kW)	8件 (32万kW)	+6件 (+12万kW)

## 【「応札しなかった電源」 昨年度比減の主な理由】

**火力【▲107万kWのうちの主な理由】**  
昨年度は、実需給年度に休廃止予定のため応札されなかった電源が、ガイドライン改訂により、休廃止予定であっても休止期間が1年経過していないため、応札することになった影響。

**原子力【▲176万kWのうちの主な理由】**  
経過年数40年超となる約165万kW分が停止する一方、約337万が再稼働したことによる影響

**その他【▲85万kWのうちの主な理由】**  
揚水発電所の大規模補修工事が実需給年度内に完了する見込みのため、昨年度応札しなかったものの、今年度は応札された影響。



# 売り惜しみ・事後監視の結果（応札しなかった電源）

- 応札しなかった電源（245件）について、理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、問題となる電源は認められなかった。
- 昨年度の監視結果と比べ、比較的容量の差が大きい点について、主要要因を注書きで紹介。

※事業者の並びはランダム		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数合計	容量合計 (万kW)
応札しなかった電源	今年度分	16件	27件	1件	59件	28件	11件	21件	14件	4件	26件	30件	8件	245	5,104
	昨年度分	14件	18件	1件	41件	29件	15件	20件	15件	2件	25件	28件	7件	215	5,471
①メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合		2件	—	—	—	—	1件	4件	1件	1件	1件	22件	—	32	1,640 注1,2
		2件	3件	—	—	—	—	4件	5件	1件	2件	19件	—	36	1,669
②実需給年度において、休廃止以外の理由(補修工事等)によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合		5件	9件	1件	10件	2件	6件	3件	3件	—	3件	3件	—	45	2,587 注3
		6件	3件	1件	6件	1件	13件	7件	3件	1件	6件	4件	—	51	2,925
③メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合		—	1件	—	—	—	—	2件	—	—	—	4件	—	7	360
		—	1件	—	—	—	—	2件	—	—	—	4件	—	7	360
④実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合		9件	17件	—	49件	26件	4件	12件	10件	3件	22件	1件	8件	161	516
		6件	11件	—	35件	28件	2件	7件	7件	—	17件	1件	7件	121	517

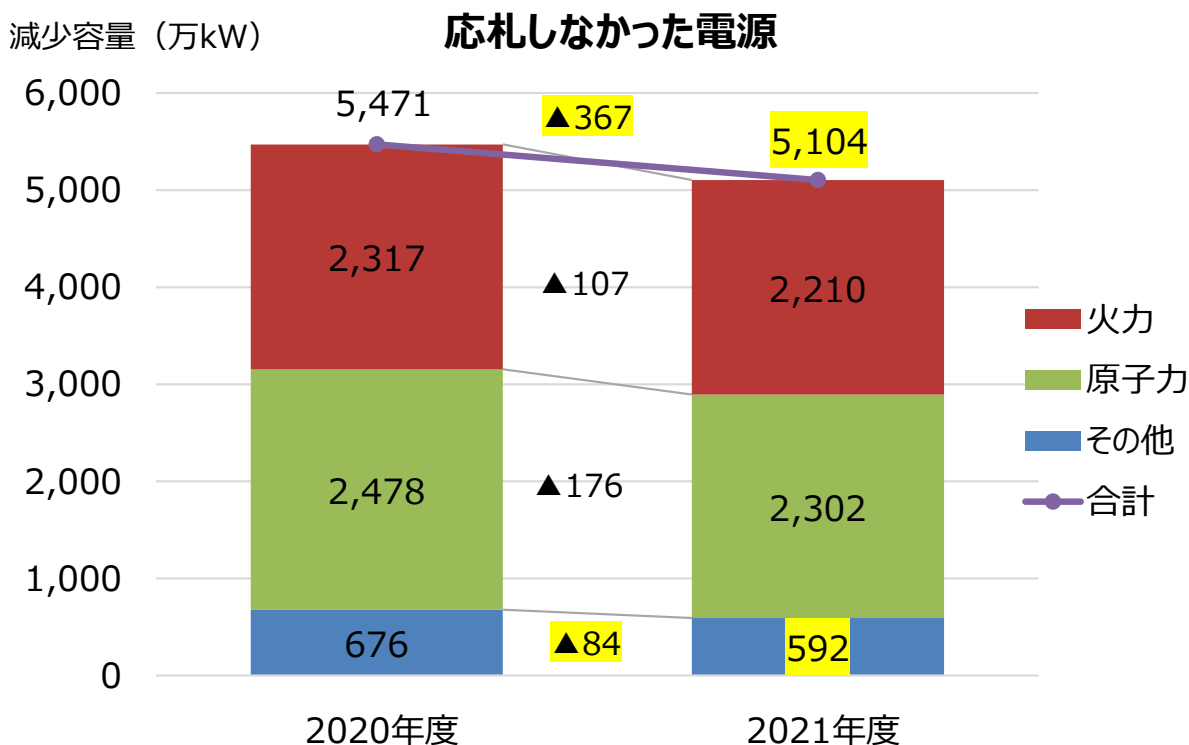
※売り惜しみにあたらぬ正当な理由は、昨年度と今年度で種類と数が異なるため、昨年度分の数値については、従前の監視結果を踏まえ、弊会にて数値を割り当て。

- 注1**：昨年度は、2024年度に休廃止予定のため応札されなかったが、ガイドライン改訂により、休廃止予定であっても休止期間が1年経過していない電源は原則応札することになったため、今年度は、応札されている(=応札しなかった電源の容量が減少)。
- 注2**：今年度は、応札受付開始時点で、休止の旨を公表して1年経過したため、原則応札の対象にならず、応札されなかった(=応札しなかった電源の容量が増加)。
- 注3**：昨年度(2024年度に向けて)は、原子力発電や新設電源の稼働が見通せなかったものの、今年度(2025年度に向けて)は稼働が見通せることとなったため、応札されている(=応札しなかった電源の容量が減少)。

# 事後監視を通じた簡易分析

- 売り惜しみの監視対象のうち、その多くが「応札しなかった電源」であったため、当該電源について電源種別で分析したところ。
- 今年度は、昨年度と比べて応札しなかった電源の容量が約367万kW減少（＝応札された電源の容量が増加）しており、その主たる要因としては、休廃止を予定している火力の応札を促したことや原子力発電の稼働状況が変化したことによるものであった。

売り惜しみの監視対象電源	2021年度オークション	2020年度オークション	昨年度比増減
① 応札しなかった電源	245件 (5,104万kW)	215件 (5,471万kW)	+30件 (▲367万kW)
② 期待容量を下回る容量で応札した電源	14件 (44万kW)	8件 (32万kW)	+6件 (+12万kW)



## 【「応札しなかった電源」 昨年度比減の主な理由】

### 火力【▲107万kWのうちの主な理由】

昨年度は、実需給年度に休廃止予定のため応札されなかった電源が、ガイドライン改訂により、休廃止予定であっても休止期間が1年経過していないため、応札することになった影響。

### 原子力【▲176万kWのうちの主な理由】

経過年数40年超となる約165万kW分が停止する一方、約337万kW分が再稼働したことによる影響。

### その他【▲84万kWのうちの主な理由】

揚水発電所の大規模補修工事が実需給年度内に完了する見込みのため、昨年度応札しなかったものの、今年度は応札された影響。